

国際課税委員会（第11回）の概要

10月24日、経団連会館にて第11回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「今秋の学界におけるPE・移転価格に関する主要討議項目」と題して、青山副委員長（筑波大学大学院教授）から別添資料に基づき話を伺い、種々議論をしました。青山氏の話の概要は以下の通りです。

1、無形資産と移転価格税制（IFA京都大会）

移転価格税制で世界的な議論になっている話題は、多国籍企業が低コスト国に機能を集中させる事業再編を行う場合における、無形資産移転の有無の判定と、その際の移転価格の評価・決定法をどうするかという点である。

まず、無形資産の定義の問題として次の3つの事例で議論が行われた。

事例1は、高税率国の親会社が、低税率国に子会社を設立、子会社は親会社からライセンスを受けて製造・販売、売り上げの5%の手数料を支払う。リスクはすべて子会社が負う。このような事例において、通常第三者間においては、無条件にライセンスを他の会社に譲るといことがありうるのか、このようなスキームは独立企業間行動ではありえないのではないか、という問題である。

事例2は、投資銀行において、専門チームが他国の関連会社に移転したという場合、そのような移籍は人（タンジブル資産）の移動ではなく、人的資産（インタンジブル資産）の移転としてとらえるべきではないか、という問題である。専門チームが、カスタマーズリストを持っていった場合やクライアントと一緒に移籍した場合をどう評価するのかという点が問題となる。

事例3は、ある会社の一括仕入れ部門全体を無形資産とみるかどうかという問題である。大量に安価に仕入れることが可能で規模の利益を有し、さまざまな調達ノウハウを持つ仕入れ部門の国外移転は無形資産の移転となりうるのか。

次に、無形資産の所有権についての議論が行われた。所有権には、法的権利、経済的権利、実質的権利と3つの概念が考えられる。

事例4は、親会社が製造し、消費国で販売子会社を作って事業をする会社が、低税率国に無体財産権や商標権を移転させ、親会社には製造フィーを、販売会社には販売手数料を支払うという事業に再編した場合である。問題は、消費国の会社・機能がコミッションエア(代理店)に変わった場合、その対価は、機能・リスクがはぎとられたものでよいのかどうかという点が問題になる。

事例5は、事業再編の結果高税率国の会社の主要な役割を低税率国に移すという場合、高税率国の税務当局は、無体財産権の移転に伴う逸失利益に対して、トールチャージを課すことが可能かという問題である。企業側の事業再編を否認するようなことになるので、難しい問題である。

2、P E 課税(日本租税法学会)

租税法学会では、P E , 移転価格税制等国際課税をめぐる諸問題が議論された。

P E 問題の議論では、まず組合等を通じた事業をP E 認定することが可能か、という問題が提起された。具体的には、匿名組合におけるP E 認定の問題につき、匿名組合を任意組合に置き換えてP E 課税しようとして国税が負けた事例を紹介して議論された。そのほか、サービスP E や代理人P E 等に関する問題も紹介された。このほか、源泉地国が課税権を確保したいという「反抗」ともよべる議論が出始めていることの紹介があったほか、P E 認定のスレッシュホールドをどうするのか、アナログ的に利益配分するのか、デジタル的に機能・リスクに応じて、一つ一つ帰属を考えていくのかというアプローチの問題が紹介された。これらの問題はO E C Dでも議論が行われており、2008年中にはコメントリーが改定される予定である。

また、移転価格税制については、独立企業間価格の「幅」を認めるかどうかという問題提起があった。わが国でも、事前確認の中では、「幅」の概念が取り込まれているが、課税処分の際には、ピンポイントの価格で行われている点が、米国との比較で議論になった。幅を認めている米国（IRC 482条）とは法律の規定が異なるという点に留意することが必要だ。

これに対して、活発な質疑応答が会員から行われました。

今回は、11月22日、外国税額控除問題、タックスヘブン税制等の諸問題について質疑応答を行う予定です。

(文責 森信)